

中国における均等の判断

～技術的手段が逆の場合は均等の主張は認められない～

中国知的財産権訴訟判例解説（第42回）

北京市捷瑞スプリングダンパー技術研究センター
再審申請人（一審原告、二審上訴人）

北京金自天和緩衝技術有限公司
被申請人（一審被告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国においても技術的範囲の解釈において、均等論を主張することができる。均等論の適用条件については司法解釈[2001]第21号第17条に以下の通り規定されている。

第17条

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらす、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なくとも連想できる特徴を指す。

本事件では請求項に記載された発明の技術的手段が、被疑侵害製品とは逆の構成であることから、最高人民法院は均等論の主張を認めず、特許権非侵害とする判決を下した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

北京市捷瑞スプリングダンパー技術研究センター（原告）は、「高速進入低速出力タイプの弾性減衰体緩衝器」と称する実用新型特許権を所有している。特許番号はCN2526588である（以下、588特許という）。588特許は2001年12月28日に出願され、2002年12月18日に登録された。

問題となった請求項1は以下のとおりである。

1. 高速進入低速出力タイプの弾性減衰体緩衝器において、主にスリーブ座(1)、アンビルヘッド(2)、ピストン(3)、弾性減衰体(4)及び密封装置(5)により構成

1 最高人民法院2013年11月18日判決（2013）民申字第1146号